

公安委員会 決裁資料	「鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則」の一部改正	令和8年4月22日 交通指導課
<p><b>1 改正の規則</b></p> <p>鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則（平成18年鹿児島県公安委員会規則第15号）</p> <p>同規則は道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第4項に規定する放置違反金の納付命令等に関し必要な事項を定めたもの</p> <p><b>2 改正の理由</b></p> <p>「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第63号）が令和8年5月21日に施行されることに伴い、道路交通法施行令及び道路交通法施行規則の一部改正についても同日予定されており、放置違反金にかかる弁明通知及び納付命令の公示送達について改める必要がある。</p> <p><b>3 改正の内容</b></p> <p>本規則第6条第1項及び第3項中の「公安委員会の掲示板に掲示して行わなければならない。」を「インターネットの利用その他の方法で行うものとする。」に改正する。</p> <p><b>4 施行日</b></p> <p>令和8年5月21日</p>		